

# 旅館・公衆浴場事業者の皆様へ 浴場の衛生管理基準



## が変わりました！！

レジオネラ症対策強化のため、令和3年6月1日から**新しい衛生措置基準がスタート**しました。

### 浴槽水の消毒

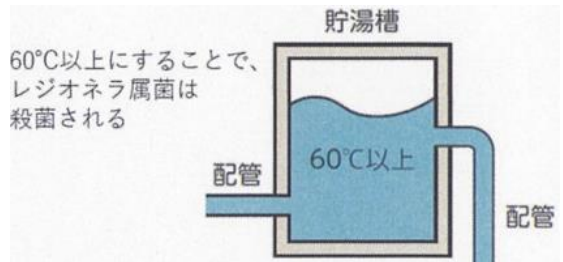
今までは循環ろ過装置を設置している浴槽に限られていましたが、**すべての浴槽（かけ流し式の浴槽を含む）に拡大**されました。残留塩素濃度は毎日測定し、遊離残留塩素濃度が通常0.4mg/L程度（最大1.0mg/L）となるよう管理してください。

アルカリ性やアンモニアを含むなど、遊離塩素による消毒ができない場合は、モノクロアミンによる消毒（濃度3mg/L程度）をご検討ください。

※水道水のみを原水とし、かつ客ごとに完全換水・清掃している場合は対象外

### 貯湯槽の管理

浴槽に入れる湯を一時的にためるタンク（貯湯槽）を設置している場合、**湯温を通常60℃以上**（最大使用時55℃以上）に保つ**又は貯湯槽内の湯水を消毒**することが必要です。



### 水質検査

原水、浴槽水ともに水質検査を実施し、基準に適合していることを確認してください。

#### 【原水】1回/年検査

基準項目	水質基準
(1) 色度	5度以下
(2) 濁度	2度以下
(3) pH値	5.8以上8.6以下
(4) 全有機炭素 (TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素 (TOC) : 3mg/L以下 過マンガン酸カリウム消費量 : 10mg/L以下
(5) 大腸菌	検出されないこと。
(6) レジオネラ属菌	検出されないこと。 (10cfu/100mL未満)

(水道水は対象外)

#### 【浴槽水】1回/年検査

(循環ろ過設置の場合は2回/年)

基準項目	水質基準
(1) 濁度	5度以下
(2) 全有機炭素 (TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素 (TOC) : 8mg/L以下 過マンガン酸カリウム消費量 : 25mg/L以下
(3) 大腸菌群	1個/mL以下
(4) レジオネラ属菌	検出されないこと。 (10cfu/100mL未満)

(客ごとに完全換水・清掃している場合は対象外)

**水質検査の結果、レジオネラ属菌が10cfu/100mL以上検出された場合は管轄の保健所に報告が必要です。**

**浴場を利用される方々の安全・安心確保のために、適切な衛生管理をお願いします。**